

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年6月3日（平成28年（行情）諮問第409号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第776号）

事件名：特定の復元測量の予算を裏付ける文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け環東地福庶発第1601182号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、更に詳しい内容の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、以下のとおりである（審査請求書に添付された資料の内容は省略する。）。

##### （1）審査請求書

復元する境界杭の測量方法が未定であり、開示された文書には明確な記載がない。

##### （2）反論書

以前、除染に係る契約書等の開示をされた。今回は、その契約書に記載されている等に含まれているとの説明であった。契約書には、境界杭復元測量を示す項目は具体的に記載されていない。

復元測量の方法は（確約書、測量立入同意書には）記載されておらず、確約書等が提出されてから、その方法が確定され予算等の金額が決定されるとの説明であった。測量の方法が未定である以上、契約書に記載されている金額に含まれるとは考えられない。測量立入同意書の提出を前提とすると説明をしたのは、文書の開示を受けた日である。同意をする

以上は、その方法を知ることができないのであれば、その方法が正しいものかどうか、事前に確認することができない。

復元のための測量をする予定はないものと思われる。復元測量をする意思があるのであれば、その方法に基づく予算が約いくらであると示すことができるはずと考える。

以上のことから、審査請求をしたものである（審査請求人が添付した資料の内容は省略する。）。

### （３）意見書

審査請求人から、平成２８年７月５日付け（同日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第３ 諮問庁の説明の要旨

### １ 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に対して、「復元する境界杭の測量方法が未定であり、開示された文書には明確な記載がない。」と主張する。

諮問庁が処分庁に確認したところ、処分庁の説明は次のとおりであった。

審査請求人は、「復元する境界杭の測量方法が未定であり、開示された文書には明確な記載がない。」としているが、本件開示請求に基づく開示文書は、請求する文書の名称等を踏まえ、開示対象となる文書を特定した上、開示したものである。

平成２７年６月に特定地方公共団体より特定地域内の除染のより一層の推進を図る観点から、除染作業に伴って喪失した可能性のある境界杭の復元測量を実施することについて検討を行うよう要請があったことを踏まえ、関係者間の調整を実施することとした。しかしながら、同年６月から７月に関係者間の調整を実施したが、次のとおりいずれも不調に終わり、復元測量の具体的検討に至らなかったことから、復元測量等の方法に関する資料は作成・保有しておらず、不存在となったものである。

①当初、特定事務所が行う復元測量、その境界杭の復元作業及び位置等の成果については、特定事務所に一任し、一切、異議の申立てをしないことを誓約する「確約書」の提出を前提としていたが、関係者４名のうち２名が「確約書」の提出の前段として特定事務所が行う復元測量等のために、現地への立入りに際して関係者の同意が必要であると主張したことから、「確約書」の提出に至っていない。

②これを踏まえて、特定事務所が行う復元測量等のために、「測量立入同意書」の提出を前提としたが、関係者４名のうち１名の同意が得られなかったことから、「測量立入同意書」の提出にも至っていない。

仮に復元測量を実施することになっていけば、開示した資料の予算を利用することになっていたものである。

したがって、原処分について、「復元する境界杭の測量方法が未定であり、開示された文書には明確な記載がない。」とする審査請求人の主張には理由がない。

## 2 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年2月16日 審議
- ⑤ 同年3月2日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、更なる詳しい内容が記載された文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 本件開示請求等について

本件開示請求書に添付された確約書及び測量立入同意書の記載からすると、本件対象文書にいう復元測量（以下「本件復元測量」という。）は、特定個人又は特定法人が地権者である特定地番1，特定地番2及び特定地番3に係る境界杭の復元に関する測量と解される。

本件開示請求は、本件復元測量が特定地番1ないし特定地番3に係る境界杭の復元に関する測量であることを前提に、当該測量の予算に関する文書の開示を求めるものであるところ、特定法人の土地は、それら特定の個人の土地に接しているものである。本件対象文書の存否を答えると、特定個人が所有する特定の土地に係る境界杭の復元測量の予定の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

#### (2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

本件存否情報は、特定個人が所有する特定の土地についての復元測量

に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、以下、本件存否情報の法5条1号ただし書該当性について検討する。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においては、法令の定めによるものではないものの、運用において、下記（イ）の除染等の計画や進捗状況等を公表しているところであるが、個々の地権者等に係る具体的な状況等については、個別に公表しておらず、公表する予定もない。実際、これらについて第三者から問合せがあっても、これに応じることはない。

(イ) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」28条に基づき策定する特別地域内除染実施計画においては、境界杭の復元に関する測量を実施することは定められておらず、仮に何らかの理由により、これが実施されても、上記（ア）と同様に、そのことを公表等してはいない。

(ウ) 以上によれば、本件存否情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと考える。

イ 当審査会において、上記ア（ア）のウェブサイトの情報を確認したところ、個々の地権者等に係る個別の情報は公表していない旨の諮問庁の上記ア（ア）及び（イ）の説明は首肯できることから、本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

ウ 以上のことから、本件存否情報については、上記イのとおり、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本件開示請求に対して本件対象文書を特定したことは適切でなく、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められる。

したがって、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることは、結論において妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

(1) 本件開示請求は、審査請求人（開示請求者）が所有する土地等に係る復元測量の予算を裏付ける文書の開示を求めるものでもあるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求にかかる事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(2) なお、別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書とほぼ同様の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる4文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれら4文書の名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、全部開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないため審査請求を棄却すべきとしていることについては、本件請求文書に該当する文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

### (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙

### 1 本件請求文書

環境省が行う復元測量（確約書，測量立入同意書に記載されている，復元する境界杭）の予算を裏付けする文書

### 2 本件対象文書

環境省が行う復元測量（確約書，測量立入同意書に記載されている，復元する境界杭）の予算を裏付ける文書

### 3 開示に係る文書

- ① 平成25年度特定地域除染等工事（その2）に係る「契約の内容」という標題の文書
- ② 平成25年度特定地域除染等工事（その2）（第1回変更）に係る「契約の内容」という標題の文書
- ③ 平成25年度特定地域除染等工事（その2）（第2回変更）に係る「契約の内容」という標題の文書
- ④ 平成25年度特定地域除染等工事（その2）（第3回変更）に係る「契約の内容」という標題の文書